



HEIWA PAPER

第93期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中央区銀座3丁目9番11号
紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ3階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目次

第93期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	26
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告	50

株 主 各 位

証券コード 9929

2026年6月4日

東京都中央区新川1丁目22番11号



平和紙業株式会社

HEIWA PAPER

代表取締役社長 清 家 義 雄

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を2ページに記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.heiwapaper.co.jp/ir/meeting.html>



(上記ウェブサイトアクセスいただき「第93期定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」をご確認ください。)

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき「銘柄名(会社名)」に「平和紙業」又は「コード」に当社証券コード「9929」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

開催日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都中央区銀座3丁目9番11号 紙パルプ会館
 銀座フェニックスプラザ3階会議室
 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目的事項

- 報告事項**
- 第93期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第93期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

<ご案内>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載しておりますインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項について1ページに記載しております各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

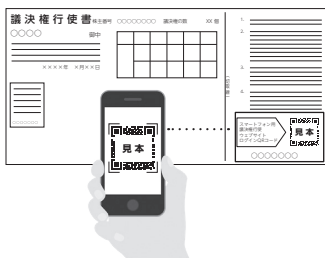
したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

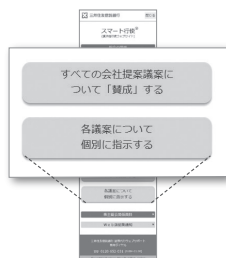
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

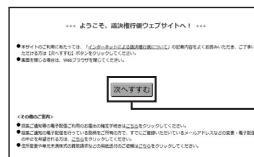
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

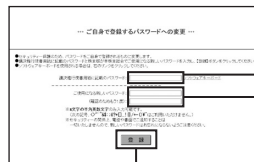
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、業績並びに当社グループを取巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第93期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類 ……金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - (1) ……当社普通株式 1株につき配当金6円
 - (2) ……配当総額 55,506,132円なお、中間配当金として1株につき金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金12円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日 ……2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすること等により、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、現行定款第12条第2項を削除するものであります。
- (3) 取締役として適切な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第28条（取締役の責任免除）を新設するものであります。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第34条を新設するとともに、変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 （条文省略）	第1条～第3条 （現行どおり）
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 （条文省略）</p>	<p>第22条 （現行どおり）</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 （条文省略） （新設）</p>	<p>第24条 （現行どおり） (重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第26条 （条文省略）</p>	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 （現行どおり） (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(相談役) 第28条 取締役会の決議により、相談役を若干名置くことができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第31条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者（以下「補欠監査役」という。）をあらかじめ選任することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>補欠監査役の選任方法は、第30条第2項を準用する。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>前条第1項の定めにより予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程) <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第37条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第34条 当社は、剰余金の中間配当・期末配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会 出席回数
1	清 家 義 雄 <input type="text" value="再任"/>	代表取締役社長	12/13
2	坂 野 一 俊 <input type="text" value="再任"/>	常務取締役名古屋支店管掌	12/13
3	矢 野 恵 一 <input type="text" value="再任"/>	常務取締役大阪本店長	13/13
4	横 山 秀 雄 <input type="text" value="再任"/>	取締役営業本部長 兼 東京本店長 兼 東京本店受注部長	12/13
5	小 宮 崇 <input type="text" value="再任"/>	取締役事業推進本部長 兼 事業開発本部長	13/13
6	小 島 正 之 <input type="text" value="再任"/>	取締役大阪本店副本店長	13/13
7	田 口 雅 史 <input type="text" value="新任"/>	常勤監査役	13/13
8	柴 田 貢 <input type="text" value="再任"/> <input type="text" value="社外"/> <input type="text" value="独立"/>	取締役	13/13

1

せいけ よしお
清家 義雄

(1963年11月8日生)

再任

所有する当社の株式 206,197株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年10月 当社入社
 2002年4月 東京本店城北営業部長
 2004年4月 執行役員営業統括本部業務統括部長
 2005年6月 取締役業務本部長
 2011年4月 取締役名古屋支店長
 2013年4月 取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
 2013年6月 常務取締役営業統括本部副本部長兼東京本店長
 2014年4月 専務取締役営業統括本部長
 2015年6月 代表取締役社長兼営業統括本部長
 2020年6月 代表取締役社長
 2023年6月 代表取締役社長兼管理統括本部長
 2024年6月 代表取締役社長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和紙業（香港）有限公司取締役

取締役候補者とした理由

清家義雄氏は、2015年6月より代表取締役社長を務めており、企業経営及び事業戦略全般に亘る知識・経験を有しております。取締役会議長として経営の統率を適切に果たしており、今後も経営全般を牽引する立場で、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、同氏の強いリーダーシップと行動力は欠くことができず、取締役候補者としております。

2

ばんの かずとし
坂野 一俊

(1960年12月17日生)

再任

所有する当社の株式 10,100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
 2004年4月 名古屋支店営業部長
 2010年4月 東京本店営業1部長
 2013年4月 名古屋支店営業2部長
 2016年4月 執行役員名古屋支店長
 2017年6月 取締役名古屋支店長
 2018年4月 取締役名古屋支店長兼販売推進部長
 2023年4月 取締役名古屋支店長
 2025年4月 取締役名古屋支店管掌
 2025年6月 常務取締役名古屋支店管掌（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社辻和取締役

取締役候補者とした理由

坂野一俊氏は、2017年6月より取締役名古屋支店長として支店の発展に尽力してまいりました。2025年4月からは取締役名古屋支店管掌として、組織運営に取り組んでおります。豊富な営業経験と支店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

3

やの けいいち
矢野 恵一

(1960年8月5日生)

再任

所有する当社の株式 9,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2011年4月 大阪本店販売推進部長
2020年4月 執行役員大阪本店長
2020年6月 取締役大阪本店長
2025年6月 常務取締役大阪本店長（現任）

[重要な兼職の状況]
平和興産株式会社取締役

取締役候補者とした理由

矢野恵一氏は、2020年6月より取締役大阪本店長として本店の発展に尽力しております。豊富な企画提案の経験と本店経営の経験から、特に営業・販売・マーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

4

よこやま ひでお
横山 秀雄

(1970年1月16日生)

再任

所有する当社の株式 7,300株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 当社入社
2013年4月 東京本店営業1部長
2018年4月 執行役員東京本店長
2020年6月 取締役東京本店長
2023年4月 取締役営業本部長兼東京本店長
2026年4月 取締役営業本部長兼東京本店長
兼東京本店受注部長（現任）

取締役候補者とした理由

横山秀雄氏は、2020年6月より取締役東京本店長として本店の発展に尽力し、2023年4月より営業本部長として営業部門を統括しております。豊富な営業経験と本店経営の経験から、特に営業・販売の分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

5

こみや たかし
小宮 崇

(1972年5月4日生)

再任

所有する当社の株式 10,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月 当社入社
 2014年4月 営業統括本部全社業務部長
 2020年6月 執行役員業務本部長
 2023年4月 執行役員販売推進本部長兼業務本部長
 2023年6月 取締役販売推進本部長兼業務本部長
 2024年4月 取締役事業推進本部長兼事業開発本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

平和興産株式会社取締役
 株式会社辻和取締役
 平和紙業（香港）有限公司取締役

取締役候補者とした理由

小宮崇氏は、取締役事業推進本部長兼事業開発本部長として、全本支店の販売推進部門、購買物流部門及び情報システム部門を統括しております。豊富な業務経験、商品知識から、特に購買、物流管理、商品開発及びマーケティングの分野において秀でた知見を有しており、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

6

こじま まさゆき
小島 正之

(1978年12月31日生)

再任

所有する当社の株式 92,259株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年4月 当社入社
 2014年4月 東京本店営業3部長
 2015年4月 管理統括本部財務部長
 2018年4月 東京本店営業2部長
 2020年6月 執行役員営業企画本部長
 2023年4月 執行役員東京本店副本店長
 2023年6月 取締役東京本店副本店長
 2024年4月 取締役東京本店副本店長兼東京本店受注部長
 2026年4月 取締役大阪本店副本店長（現任）

取締役候補者とした理由

小島正之氏は、営業企画本部長、東京本店副本店長を歴任し、2026年4月より大阪本店副本店長として、本店の発展に尽力しております。営業部門における豊富な業務執行経験を有し、特に営業分野において秀でた知見を有するとともに、人格見識ともに優れているため、当社の発展に不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

7

たぐち まさし
田口 雅史

(1965年10月4日生)

新任

所有する当社の株式

100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年4月 株式会社三井銀行入行（現 株式会社三井住友銀行）
 2017年4月 学校法人聖心女子学院出向
 2020年4月 同法人入職
 2025年4月 当社常勤顧問
 2025年6月 常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

田口雅史氏は、金融機関で法人営業、人事部門を中心に幅広い業務に従事した後、学校法人では法人全体の財務・経理の統括に加え、内部管理全般を担ってまいりました。これらの経験を活かし、2025年6月より、当社常勤監査役を務めております。特に総務、人事、経理、財務の分野に秀でた知見を有し、人格見識とともに優れていることから、当社の発展に必要な不可欠な人材と判断し、取締役候補者としております。

8

しばた みつぐ
柴田 貢

(1952年6月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式

11,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年12月 柴田園芸刃物株式会社入社
 2004年6月 柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長
 2012年8月 みのる産業株式会社代表取締役社長
 有限会社都市園芸研究所代表取締役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）
 2017年11月 有限会社都市園芸研究所監査役（現任）
 2025年6月 柴田園芸刃物株式会社取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

柴田園芸刃物株式会社取締役会長
 有限会社都市園芸研究所監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年に亘って携われ、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等に十分その職務を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としています。また、同氏が選任された場合は、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただき、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をいただく予定です。

(注) 1. 柴田貢氏は、社外取締役候補者であります。

2. 柴田貢氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって11年となります。

3. 当社は、柴田貢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当			取締役会 出席回数
1	杉岡 賢 新任	管理統括本部経営企画部長 シニアマネージャー 兼管理統括本部総務人事部 シニアマネージャー			—
2	松岡 幸秀 新任	社外	独立	監査役	13/13
3	原 浩之 新任	社外	独立	監査役	12/13

1

すぎおか けん
杉岡 賢

(1969年3月9日生)

新任

所有する当社の株式

一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 当社入社
 2013年4月 営業統括本部営業統括部長
 2025年4月 管理統括本部経営企画部長シニアマネージャー
 兼管理統括本部総務人事部シニアマネージャー（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

杉岡賢氏は、国内外の営業部門において実績を重ね、2013年4月より営業統括部長、経営企画部長を歴任し、営業と管理の両面で豊富な経験を有しております。人格見識ともに優れていることから、監査を適切に遂行できる人材であると判断し、監査等委員である取締役の候補者としております。

2

まつおか ゆきひで
松岡 幸秀

(1952年10月4日生)

新任
社外
独立

所有する当社の株式

5,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年1月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
 1991年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）
 パートナー
 2011年10月 松岡公認会計士事務所代表（現任）
 2012年2月 学校法人明星学園非常勤監事（現任）
 2013年4月 一般社団法人日本卸電力取引所非常勤監事
 2013年6月 当社社外監査役（現任）
 株式会社ティーガイア社外監査役
 株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役
 2017年5月 公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事（現任）
 2019年5月 株式会社日本アメニティライフ協会常勤監査役
 2023年6月 株式会社日本アメニティライフ協会取締役
 （監査等委員）（現任）
 2025年6月 公益財団法人津川モーター研究財団非常勤監事（現任）

[重要な兼職の状況]

松岡公認会計士事務所代表
 学校法人明星学園非常勤監事
 公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事
 株式会社日本アメニティライフ協会取締役（監査等委員）
 公益財団法人津川モーター研究財団非常勤監事

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松岡幸秀氏は、公認会計士、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当該知見を活かし、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査などが期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者としております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(1962年12月28日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式

700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1988年 9月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
- 1993年 8月 公認会計士・税理士古本正事務所（現デロイトトーマツ税理士法人）入社
- 2005年 6月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）パートナー
- 2020年10月 原浩之公認会計士・税理士事務所代表（現任）
- 2023年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2024年 6月 フジテック株式会社社外監査役（現任）
- 2026年 3月 株式会社シノプス取締役（監査等委員）（現任）

[重要な兼職の状況]

原浩之公認会計士・税理士事務所代表
フジテック株式会社社外監査役
株式会社シノプス取締役（監査等委員）

監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原浩之氏は、公認会計士、税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当該知見を活かし、当社取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、独立した立場と客観的な視点からの適切な監査などが期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者としております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松岡幸秀氏、原浩之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松岡幸秀氏、原浩之氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、松岡幸秀氏が13年、原浩之氏が3年となります。
4. 当社は、松岡幸秀氏、原浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

しばた みつぐ
柴田 貢

(1952年6月28日生)

社外

独立

所有する当社の株式 11,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年12月 柴田園芸刃物株式会社入社
2004年6月 柴田園芸刃物株式会社代表取締役社長
2012年8月 みのる産業株式会社代表取締役社長
有限会社都市園芸研究所代表取締役
2015年6月 当社社外取締役（現任）
2017年11月 有限会社都市園芸研究所監査役（現任）
2025年6月 柴田園芸刃物株式会社取締役会長（現任）

〔重要な兼職の状況〕
柴田園芸刃物株式会社取締役会長
有限会社都市園芸研究所監査役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社の経営に長年に亘って携われ、その豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、有限会社都市園芸研究所の監査役を務めており、監査全般に関する知識を有していることにより、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の実効性確保に貢献していただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 柴田貢氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柴田貢氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 柴田貢氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって、11年となります。
4. 柴田貢氏は、第3号議案が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び子会社取締役、監査役を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、柴田貢氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、監査等委員である取締役に就任する場合には、独立役員としての指定を継続する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において、年額2億40百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額2億40百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告38頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額68百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(ご参考)

取締役の専門性と経験（第93期定時株主総会終結後の予定）

氏名	企業経営 事業戦略	営業 販売 マーケティング	購買 物流	法務 コンプライアンス リスク管理	人事 労務	財務 会計	ESG
取締役（監査等委員である取締役を除く。）							
清家 義雄	●	●	●	●	●	●	●
坂野 一俊		●	●		●		
矢野 恵一		●	●		●		
横山 秀雄	●	●	●		●		
小宮 崇	●	●	●		●		●
小島 正之	●	●					
田口 雅史	●			●	●	●	●
柴田 貢	●		●	●			●
監査等委員である取締役							
杉岡 賢	●	●		●			●
松岡 幸秀	●			●		●	●
原 浩之	●			●		●	●

※各人の経験等を踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を記載しております。

※各人が有するすべての経験・知見・能力を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果等に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、アメリカの通商政策の影響や中東情勢等の地政学的リスクによる懸念、物価上昇による個人消費の下振れや金利および為替相場変動等の影響により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

紙パルプ業界におきましては、印刷・情報用紙の構造的な需要減少や物価上昇の継続に伴う需要の冷え込みが依然として続いており、紙・板紙での国内出荷量（日本製紙連合会発表値）は、前年実績を下回りました。

このような中で当社グループは、主力である高付加価値特殊紙の販売強化に加え、成長が期待される高級パッケージ用途や各種技術紙分野、機能紙分野への事業拡大を推進しました。また、展示会、商品説明会、SNS等を活用した継続的な情報発信を強化して、ブランドの認知拡大と新規顧客の獲得に努めました。脱炭素・脱プラスチック・SDGs等の社会要請に対応したサステナブル商材の開発や付加価値創出による新規需要の開拓を進めるとともに、紙・板紙の枠を超えた特殊素材分野への事業展開を図っています。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高157億96百万円（前期比1.5%減）、経常利益1億46百万円（前期比29.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は78百万円（前期比32.8%減）となりました。

<セグメント別の経営成績>

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

事業区分	売上高		営業利益	
	金額	前期比	金額	前期比
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
和洋紙卸売業	16,404	△1.4%	92	△24.2%
不動産賃貸業	28	8.2%	7	△62.3%
計	16,432	△1.4%	99	△29.4%
調整額	△635	—	0	—
合計	15,796	△1.5%	99	△30.3%

(注) 調整額は、内部取引に関わる調整額です。

(和洋紙卸売業)

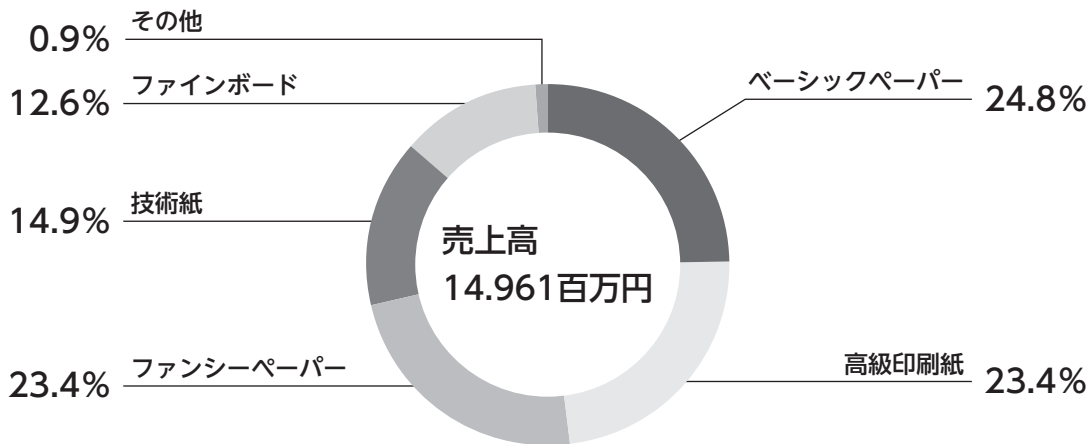
和洋紙卸売業は、国内市場では、印刷・情報用紙分野での情報伝達媒体のデジタルシフトによる構造的な需要縮減や物価上昇の継続による個人消費の冷え込みが影響、販売拡大に注力しましたが、対前年で若干の減少となりました。海外市場においては、アメリカの関税措置等の影響もあり、中国および東南アジア市場における販売量が大きく減少し、この結果、売上高は164億4百万円（前期比1.4%減）、営業利益は92百万円（前期比24.2%減）となりました。

(不動産賃貸業)

不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介で構成される不動産賃貸業は、既存物件における賃貸面積の増加により売上が増加しましたが、大阪事務所ビル（HSK南船場ビル）において当期内に賃貸が成約せず、減価償却費及び管理費が先行して発生、売上高28百万円（前期比8.2%増）、営業利益は7百万円（前期比62.3%減）となりました。

(参考)

当社単体の和洋紙卸売業の品目別売上構成比



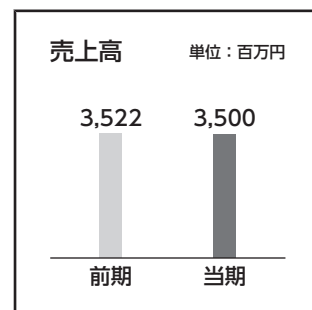
単位：百万円

品目別	前事業年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		当事業年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		増減率 (%)
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
ファンシーペーパー	3,522	23.4	3,500	23.4	△0.6
ファインボード	1,974	13.1	1,882	12.6	△4.7
高級印刷紙	3,523	23.4	3,506	23.4	△0.5
ベーシックペーパー	3,774	25.1	3,709	24.8	△1.7
技術紙	2,079	13.8	2,225	14.9	7.0
その他	156	1.2	137	0.9	△12.2
合計	15,031	100.0	14,961	100.0	△0.5



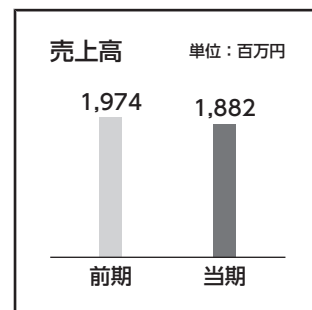
ファンシーペーパー

多様な色、表面性、風合いを持つ高付加価値特殊紙のファンシーペーパーは、書籍等出版物用途や封筒・カード等の紙製品用途が堅調に推移しましたが、商業印刷、高級パッケージ用途が伸び悩み、売上高は35億円、前期比0.6%の減少となりました。



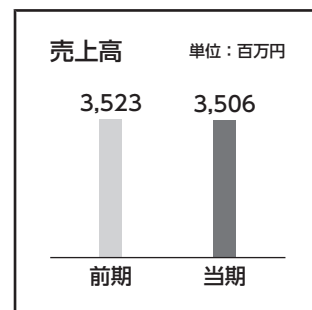
ファインボード

ファンシーペーパーの厚物（板紙）であるファインボードは、紙製品用途での販売は堅調に推移しましたが、高級パッケージや商業印刷用途が伸び悩み、売上高は18億82百万円、前期比4.7%の減少となりました。



高級印刷紙

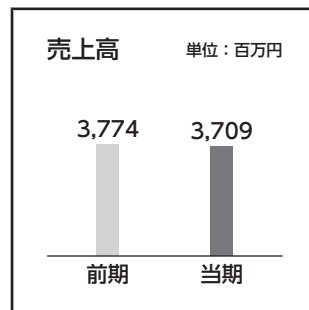
独自の風合いを持ち、通常の印刷用紙より高価格帯の高級印刷紙は、出版物および映像・音楽関連用途、封筒等紙製品用途が増加しましたが、販促用印刷物向けの販売が減少し、売上高は35億6百万円、前期比0.5%の減少となりました。





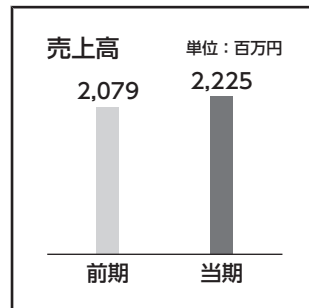
ベーシックペーパー

上質紙、塗工紙、色上質紙等の印刷用紙、包装用紙、各種パッケージ向け板紙等で構成されるベーシックペーパーは、パッケージ用途が増加しましたが、商業印刷物、出版物用途の販売が減少し、売上高は37億9百万円、前期比1.7%の減少となりました。



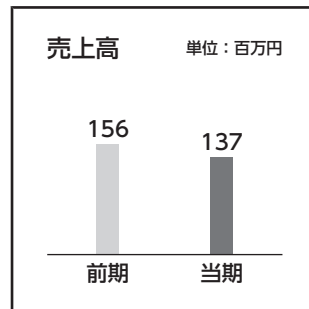
技術紙

通常の紙にはない特殊機能が付与されている技術紙は、耐水撥水性機能紙や工業製品製造用紙の販売が減少しましたが、合成紙、偽造防止用紙等の販売が堅調に推移し、売上高は22億25百万円、前期比7.0%の増加となりました。



その他

家庭紙、紙加工品、製紙関連資材等で構成される当区分では、ペーパータオル等家庭紙の販売および製紙関連資材等の販売が減少し、売上高は1億37百万円、前期比12.2%の減少となりました。



- ② 設備投資の状況
32ページに記載しております（4）対処すべき課題をご参照ください。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 90 期 (2023年3月期)	第 91 期 (2024年3月期)	第 92 期 (2025年3月期)	第 93 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	16,068	16,124	16,032	15,796
経 常 利 益 (百万円)	192	221	206	146
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	874	136	117	78
1株当たり当期純利益 (円)	91円37銭	14円41銭	12円37銭	8円38銭
総 資 産 (百万円)	17,565	18,834	17,971	17,774
純 資 産 (百万円)	9,409	10,098	9,916	10,246
1株当たり純資産 (円)	994円73銭	1,067円54銭	1,048円31銭	1,107円62銭

② 当社の直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 90 期 (2023年3月期)	第 91 期 (2024年3月期)	第 92 期 (2025年3月期)	第 93 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	15,149	15,099	15,057	14,989
経 常 利 益 (百万円)	234	300	250	232
当 期 純 利 益 (百万円)	917	216	153	155
1株当たり当期純利益 (円)	95円87銭	22円87銭	16円21銭	16円57銭
総 資 産 (百万円)	16,673	17,839	17,113	17,087
純 資 産 (百万円)	9,025	9,721	9,580	9,957
1株当たり純資産 (円)	954円14銭	1,027円70銭	1,012円75銭	1,076円36銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
平和興産株式会社	60百万円	100	物流・保管・紙加工業
株式会社辻和	10百万円	100	和洋紙卸売業
平和紙業(香港)有限公司	10百万HK\$	100	和洋紙卸売業

(4) 対処すべき課題

アメリカの通商政策の動向や中東情勢の緊迫化等の地政学的リスクの継続、金利および為替相場の変動、原材料価格の高騰による物価上昇等により、経済活動への懸念は今後も続いていくものと思われます。また、紙・板紙の国内需要予測では、印刷・情報用紙分野での構造的な需要減少による全体の需要減少は継続が予想されております。

このような中で当社グループは、2026年度事業の方針を「日々確実な成長を実現する」とし、既存領域の再検証、再構築による成長とともに、需要の伸長が見込める新分野に積極的に取り組み、確実な成長に向けて事業を進めてまいります。

なお、当連結会計年度における設備投資総額は335,257千円であり、その主な内容は、名古屋地区において等価交換等により取得したオフィスおよび賃貸用住戸に関する残代金等238,761千円です。

セグメント別の対処すべき課題は、次のとおりです。

① 和洋紙卸売業

紙・板紙全体の国内需要が緩やかに縮減する状況下において、需要の伸長が見込める高級パッケージ用途や機能紙分野への販売、商品開発のシフトを強化してまいります。また、紙素材の環境優位性を生かしたサステナブル商材とその仕組みの提案に注力し、成長と社会への貢献の両立を図ります。同時に、縮減していくと思われる需要分野においても相応の市場規模は維持されており、その部分に向けた高付加価値製品の提案強化、市場内シェアの拡大も併せて図ってまいります。また、紙以外の特殊素材等への開発調査を継続、事業展開を進め全体の事業成長に向け動いてまいります。

なお、本セグメントに関わる当連結会計年度での主な設備投資は以下のとおりです。

名古屋地区において等価交換等により取得したオフィスの残代金・内装工事 51,058千円

② 不動産賃貸業

2025年3月に大阪事務所ビル（HSK南船場ビル）の耐震補強工事とリニューアルが完了、その一部を賃貸区分とし、2026年4月より一部賃貸区分の賃貸借契約が成立しております。また名古屋地区において等価交換等により取得したオフィスおよび賃貸用住戸の完成引き渡しが2026年2月に完了し、2026年度の収益化を計画しております。引き続き、保有する固定資産の有効活用の検討と収益性の向上を図ってまいります。

なお、本セグメントに関わる当連結会計年度での主な設備投資は以下のとおりです。

名古屋地区において等価交換等により取得した賃貸用住戸の残代金 187,702千円

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

①和洋紙卸売業

当社は、和洋紙卸売業を主たる業務としており、国内に本支店・事業所を7ヵ所と子会社2社、また、海外ではアジアに子会社1社を設けて、次のような商品の販売等をしております。

商品区分	内 容	代 表 商 品 名
ファンシーペーパー	多様な色や型柄、風合いを持つ高級特殊紙	TANT、TANT-F、レザックシリーズ、里紙、ニューラグリンS、OKミューズコットン、五感紙、新バフン紙N、エコラシャ、トーンF、しこくてんれい、まんだら、アルブライトキュリアスシリーズ、コンケラーシリーズ
ファインボード	多様な意匠性を持つ高級な板紙	OKACカード、フリッター、ケンラン、ディープマット、ファンタス、パルルック、メタドレスV、ウーベシリーズ、トポラスF
高級印刷紙	多様な表面性、テクスチャーを持つ高グレードな印刷用紙	ミセスB-F、Mr. B、エアラス、クラークケントF、新奉書風、マシュマロCOC、グラフィーシリーズ、A-プラン、ガリバーシリーズ、ヴァークレイCOC、エスプリシリーズ、ジェントルシリーズ、北雪COC、PHOシリーズ
ベーシックペーパー	上質紙、コート紙、色上質紙等の一般印刷用紙、包装用紙、各種板紙等	紀州色上質、日本の色上質、エスプリシリーズ、NインペリアルマッターF、グラディアCOC、琥珀シリーズ、新白亜NS、NEWリファイン
技術紙	特殊機能が付与されている紙、機能紙	抗ウイルス紙、合成紙、耐洗紙、耐水耐油紙、偽造防止用紙、工業用工程紙、キャリアテープ用紙、各種加工原紙、クッション紙

②不動産賃貸業

当社は、不動産賃貸業を主要な事業の一つとして位置づけ、不動産賃貸収入が安定的な収益源であるとの認識のもと、不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
東 京 本 店	東 京 都 中 央 区
大 阪 本 店	大 阪 市 中 央 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
福 岡 支 店	福 岡 市 博 多 区
仙 台 支 店	仙 台 市 若 林 区

② 子会社

名 称	所 在 地
平和興産株式会社 株式会社辻和 平和紙業(香港)有限公司	本社・大阪事業所(東大阪市)、名古屋事業所(小牧市) 本社(名古屋市)、東京営業所(東京都中央区) 香港

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
和 洋 紙 卸 売 業	168名	5名減
不 動 産 賃 貸 業	0	—
全 社 (共 通)	20	1名増
合 計	188	4名減

(注) 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
133名	2名減	46.9歳	22.5年

(注) 使用人数には当社から社外への出向者を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,908,000株
- ② 発行済株式の総数 10,116,917株
- ③ 株主数 2,616名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
特種東海製紙株式会社	814,100株	8.80%
平和紙業取引先持株会	659,500株	7.13%
王子エフテックス株式会社	519,100株	5.61%
日本製紙株式会社	313,500株	3.39%
北越コーポレーション株式会社	306,000株	3.31%
富士共和製紙株式会社	282,900株	3.06%
東京製紙株式会社	253,350株	2.74%
小島勝正	234,443株	2.53%
清家義雄	206,197株	2.23%
株式会社 Kasuga	202,750株	2.19%

- (注) 1. 当社は、自己株式を865,895株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 家 義 雄	平和紙業 (香港) 有限公司取締役
常 務 取 締 役	坂 野 一 俊	名古屋支店管掌 株式会社辻和取締役
常 務 取 締 役	矢 野 恵 一	大阪本店長 平和興産株式会社取締役
取 締 役	和 田 学	管理統括本部長 平和興産株式会社監査役 株式会社辻和監査役 平和紙業 (香港) 有限公司取締役
取 締 役	横 山 秀 雄	営業本部長兼東京本店長
取 締 役	小 宮 崇	事業推進本部長兼事業開発本部長 平和興産株式会社取締役 株式会社辻和取締役 平和紙業 (香港) 有限公司取締役
取 締 役	小 島 正 之	東京本店副本店長兼東京本店受注部長
取 締 役	柴 田 貢	柴田園芸刃物株式会社取締役会長 有限会社都市園芸研究所監査役
常 勤 監 査 役	田 口 雅 史	
監 査 役	松 岡 幸 秀	松岡公認会計士事務所代表 学校法人明星学園非常勤監事 公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事 株式会社日本アメニティライフ協会取締役 (監査等委員) 公益財団法人津川モーター研究財団非常勤監事
監 査 役	原 浩 之	原浩之公認会計士・税理士事務所代表 フジテック株式会社社外監査役 株式会社シノプス取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 柴田貢氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松岡幸秀氏、原浩之氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役 柴田貢氏、監査役 松岡幸秀氏および監査役 原浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役 田口雅史氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役 田口雅史氏は、金融機関において幅広い業務に従事した後、学校法人の法人本部で財務・経理部門の統括を担っておりました。
5. 監査役 松岡幸秀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役 原浩之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 2026年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
横山 秀雄	取締役営業本部長 兼東京本店長兼東京本店受注部長	取締役営業本部長兼東京本店長
小島 正之	取締役大阪本店副本店長	取締役東京本店副本店長 兼東京本店受注部長

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び訴訟費用の損害が填補されることとなります。

② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
土井 重和	2025年6月26日	辞任	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬に関する方針

取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する取締役会の審議により決定しております。その算定方法は、取締役各人の役位、在任期間、経営者としての職務内容、責任、貢献度等と従業員給与とのバランスを総合的に勘案した報酬とし、固定報酬である基本報酬のみで構成しております。

ロ. 監査役の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬においては、監査役全員の協議により、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、定時株主総会後に開催する監査役会で決定しております。監査役は、監査をそれぞれ適切に行うため、独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1名)	94百万円 (4百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4名 (2名)	16百万円 (6百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	12名 (3名)	110百万円 (10百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第73期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 柴田貢氏は、柴田園芸刃物株式会社取締役会長及び有限会社都市園芸研究所監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 松岡幸秀氏は、松岡公認会計士事務所代表、学校法人明星学園非常勤監事、公益社団法人日本将棋連盟非常勤監事、株式会社日本アメニティライフ協会取締役（監査等委員）及び公益財団法人津川モーター研究財団非常勤監事であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 原浩之氏は、原浩之公認会計士・税理士事務所代表、フジテック株式会社社外監査役及び株式会社シノプス取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	柴田 貢	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。</p> <p>中立、公正、客観的な立場から当社の経営へのアドバイスや他業界での動静に関する情報提供、業務執行の監督等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、取締役会における経営陣幹部・取締役の指名・報酬の審議に当たっては、適切な関与と助言をしております。</p>
社外監査役	松岡幸秀	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役	原 浩之	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 双葉監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち平和紙業（香港）有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「服務規律」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、管理統括本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に取締役及び使用人に対する教育等を行います。内部監査室は、管理統括本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は必要に応じ、取締役会及び監査役会に報告されるものとします。法令上疑義のある行為等について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、管理統括本部総務人事部内に通報・相談窓口を設置・運営します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の記録として、各種議事録、稟議書、契約書等を法令及び「文書取扱規程」に従い適切に保存・管理し、監査役会又は監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する体制となっています。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、その対応を明確にしています。
- ② 管理統括本部をリスク管理統括部署と位置づけ、各部門担当取締役の業務に係るリスク管理状況を把握し、必要に応じて支援提言を行います。
- ③ 内部監査室は代表取締役の指示により、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会に報告します。

(4) 当社及び当社子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保しています。

- ① 会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に検討するため、代表取締役社長及び選任された取締役で経営会議を組織し審議しています。

- ② 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社及び子会社全体の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行っています。
 - ③ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施しています。
 - ④ 会計監査人の代表取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要します。
- (5) **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
毎月の取締役会後の役員報告会において、子会社の代表取締役より取締役等の職務執行について報告を受ける体制となっています。
- (6) **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 監査役会並びに内部監査室による調査・監査は、子会社についても実施対象としています。
 - ② 当社グループにおける法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報処理制度を実施しています。
- (7) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
現在監査役の補助使用人は配置していませんが、今後必要となったときには、代表取締役の指揮命令には服さない専属の使用人を配置します。
- (8) **監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
前項の補助使用人を配置する場合における人事、その使用人の考課・報酬等については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定します。
- (9) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
取締役及び使用人は監査役へ、法定の事項に加えて以下の事項を遅滞なく報告する体制となっています。
- ① 経営会議に付議・報告された案件のうち特に重要な事項
 - ② 内部監査室が実施した監査の結果
 - ③ 内部通報制度による通報の状況

(10) **子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**

当社監査役が年1回直接国内子会社へ赴き、必要な報告を受けています。また、「公益通報の取扱いに関する規程」において、管理統括本部総務人事部が通報の事実を当社監査役に通知するよう定められています。

(11) **前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

「公益通報の取扱いに関する規程」において、通報者等の保護が保障されています。

(12) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

出張等における費用は「旅費規程」において、その他の費用又は債務は「稟議規程」に定められている範囲内で申請・精算処理をしています。

(13) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会が指名する監査役が、内部監査室に対して職務の補助を要請したときは、原則として代表取締役はこれに応諾するとともに、必要な協力を行う体制となっています。

(14) **法令遵守体制**

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行います。

- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度の当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会及び役員報告会

13回開催し、社外取締役及び社外監査役を加えて議論・審議を行いました。

経営会議

12回開催し、主要な取締役により会社に影響を及ぼす重要事項について多面的に検討しました。

監査役会

6回開催し、監査に関する重要な報告を受けて議論・審議を行いました。

(2) 監査役監査及び内部監査の実施状況

監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社の全ての部署及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を検証しました。

(3) 事業継続計画（BCP）の実施状況

当社は、BCPマニュアル策定委員会を発足し事業継続計画（BCP）マニュアルの策定及び改定、また、防災シミュレーションを実施しております。

当連結会計年度においては、災害発生時への備えとして、非常用備蓄品の見直しを行い、保管場所の整理や補充に加え、品目の検討を実施しました。

(4) 内部通報処理制度の状況

社員からの通報・相談を受け付けている内部通報処理制度により、内部通報者を保護し、不正や法令違反を防止しています。

なお、当連結会計年度における内部通報はございませんでした。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,692,713	流 動 負 債	6,512,827
現金及び預金	2,224,226	支払手形及び買掛金	3,933,966
受取手形及び売掛金	2,715,518	電子記録債務	334,023
電子記録債権	1,924,791	短期借入金	1,722,477
商 品	3,685,903	リース債務	82,822
貯 蔵 品	48,817	未払法人税等	58,795
そ の 他	93,951	賞与引当金	125,889
貸倒引当金	△493	そ の 他	254,853
固 定 資 産	7,081,747	固 定 負 債	1,014,963
有 形 固 定 資 産	2,910,206	リース債務	28,514
建物及び構築物	1,734,990	繰延税金負債	620,005
機械装置及び運搬具	107,884	退職給付に係る負債	266,279
土 地	840,453	資産除去債務	74,151
リース資産	109,704	そ の 他	26,013
そ の 他	117,173	負 債 合 計	7,527,791
無 形 固 定 資 産	42,937	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	33,392	株 主 資 本	8,649,267
そ の 他	9,544	資 本 金	2,107,843
投資その他の資産	4,128,603	資 本 剰 余 金	2,331,387
投資有価証券	3,710,363	利 益 剰 余 金	4,596,582
繰延税金資産	60,902	自 己 株 式	△386,546
そ の 他	358,788	その他の包括利益累計額	1,597,401
貸倒引当金	△1,450	その他有価証券評価差額金	1,395,150
資 産 合 計	17,774,460	為替換算調整勘定	202,250
		純 資 産 合 計	10,246,669
		負 債 純 資 産 合 計	17,774,460

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		15,796,925
売上原価		12,509,748
売上総利益		3,287,177
販売費及び一般管理費		3,187,770
営業利益		99,407
営業外収益		
受取利息	3,316	
受取配当金	93,536	
為替差益	3,622	
雑収入	11,404	111,880
営業外費用		
支払利息	24,767	
売上割引	4,750	
控除対象外消費税等	35,396	
雑損	186	65,100
経常利益		146,186
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	3,427	3,427
特別損失		
固定資産除売却損	4,300	
事務所移転費用	4,137	8,437
税金等調整前当期純利益		141,176
法人税、住民税及び事業税	85,399	
法人税等調整額	△22,856	62,543
当期純利益		78,633
親会社株主に帰属する当期純利益		78,633

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,917,310	流 動 負 債	6,159,653
現金及び預金	2,033,190	電子記録債	319,462
受取手形	113,635	買掛金	3,859,817
電子記録債権	1,902,368	短期借入金	1,550,000
売掛金	2,417,477	リース債	12,461
商蔵品	3,243,391	未払金	133,256
貯蔵品	42,691	未払費用	19,773
前払費用	60,889	未払法人税等	54,940
その他の金	104,120	預り金	13,936
貸倒引当金	△453	賞与引当金	109,565
固 定 資 産	7,170,401	その他	86,439
有形固定資産	2,814,453	固 定 負 債	970,624
建物	1,710,863	リース債	28,514
構築物	8,798	繰延税金負債	620,243
機械及び装置	101,933	退職給付引当金	221,702
車両運搬具	449	資産除去債	74,151
工具、器具及び備品	107,148	その他	26,013
土地	840,453	負 債 合 計	7,130,278
リース資産	44,807	純 資 産 の 部	
無形固定資産	38,596	株 主 資 本	8,562,283
ソフトウェア	30,360	資本金	2,107,843
電話加入権	8,236	資本剰余金	2,331,387
投資その他の資産	4,317,351	資本準備金	1,963,647
投資有価証券	3,710,363	その他資本剰余金	367,740
関係会社株式	284,202	利 益 剰 余 金	4,509,598
出資金	450	利益準備金	271,955
破産更生債権等	300	その他利益剰余金	4,237,642
長期前払費用	31,658	固定資産圧縮積立金	627,211
差入保証金	186,800	別途積立金	2,000,000
その他の金	105,026	繰越利益剰余金	1,610,431
貸倒引当金	△1,450	自 己 株 式	△386,546
資 産 合 計	17,087,712	評価・換算差額等	1,395,150
		その他有価証券評価差額金	1,395,150
		純 資 産 合 計	9,957,434
		負 債 純 資 産 合 計	17,087,712

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,989,547
売上原価	12,037,938
売上総利益	2,951,608
販売費及び一般管理費	2,777,720
営業利益	173,887
営業外収益	
受取利息	6,653
受取配当金	99,532
為替差益	5,657
雑収入	1,976
営業外費用	
支払利息	14,859
売上割引	4,750
控除対象外消費税等	35,396
雑損	180
経常利益	55,187
特別利益	
ゴルフ会員権売却益	3,427
特別損失	
固定資産除売却損	3,688
事務所移転費用	3,299
税引前当期純利益	6,988
法人税、住民税及び事業税	79,600
法人税等調整額	△6,141
当期純利益	228,960
	73,459
	155,501

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

平和紙業株式会社
取締役会 御中双葉監査法人
東京都新宿区代表社員 公認会計士 庄 司 弘 文
業務執行社員
代表社員 公認会計士 冨 樫 郁 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平和紙業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和紙業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

平和紙業株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 庄 司 弘 文
業務執行社員
代表社員 公認会計士 富 樫 郁 夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平和紙業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・計算書類に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び双葉監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

平和紙業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 口 雅 史 ㊟

監 査 役 松 岡 幸 秀 ㊟

監 査 役 原 浩 之 ㊟

(注) 監査役松岡幸秀及び監査役原浩之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

